

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い				協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)																
調整の方針	<p>国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整するものとする。</p> <p>各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、市域全体で実施するよう新市において調整するものとする。</p> <p>高齢福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施するものとする。</p>																					
区分	高富町			伊自良村			美山町			具体的な調整内容												
外出支援サービス事業	対象者	次のいずれかに該当する者									高富町の例により実施する。											
	内容	町内の医療機関への通院に係る外出支援(月2回まで)										高富町の例により実施する。										
	利用料等	実費相当分(基本利用料 1回200円) 下肢・体幹機能障害2級以上は1/2											実費相当分とする。									
	その他	[委託先] 高富町社会福祉協議会												新市において調整する。								
家事援助等事業	対象者	要介護認定者を除く、65歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者夫婦の世帯で、家事援助を必要とする者 など			要介護認定者を除く、65歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者夫婦の世帯で、家事援助等を必要とする者 など			要介護認定者を除く、概ね65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者夫婦の世帯で、家事援助を必要とする者 など			要介護認定者を除く、65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者夫婦の世帯で、家事援助を必要とする者等とする。											
	内容	家事援助(炊事、洗濯、掃除、買い物等)			家事援助(炊事、洗濯、掃除、買い物等)、 買い物介助、通院介助			家事援助(炊事、洗濯、掃除、買い物等)				家事援助(炊事、洗濯、掃除、買い物等)のみとする。										
	利用料等(負担率)	実費に対する負担率			区分	単位等	金額	区分	単位等	金額			実費に対する負担率									
	町村単独事業	生活保護法による被保護世帯			家事援助	1時間以内	200円	家事援助	30分未満	-			生活保護法による被保護世帯		0%							
	生計中心者が前年所得非課税世帯			買い物介助 (1回当たり)									村内	200円		高富町梅原地区	300円	1時間以上1時間 30分未満	230円	生計中心者が前年所得非課税世帯		10%
	生計中心者の前年所得税課税年額が1万円以下の世帯																			通院介助	村内(片道)	
	生計中心者の前年所得税課税年額が1万円超3万円以下の世帯			生計中心者の前年所得税課税年額が3万円超8万円以下の世帯		60%	生計中心者の前年所得税課税年額が3万円超8万円以下の世帯		60%													
	生計中心者の前年所得税課税年額が3万円超8万円以下の世帯			生計中心者の前年所得税課税年額が8万円超14万円以下の世帯			80%	生計中心者の前年所得税課税年額が8万円超14万円以下の世帯		80%												
	生計中心者の前年所得税課税年額が8万円超14万円以下の世帯			生計中心者の前年所得税課税年額が14万円超の世帯				90%					生計中心者の前年所得税課税年額が14万円超の世帯		90%							
	生計中心者の前年所得税課税年額が14万円超の世帯			[委託先] 高富町社会福祉協議会		[委託先] 伊自良村社会福祉協議会			[委託先] 美山町社会福祉協議会				新市において調整する。									
その他			[委託先] 高富町社会福祉協議会			[委託先] 伊自良村社会福祉協議会			[委託先] 美山町社会福祉協議会				新市において調整する。									

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い				協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)											
調整の方針																	
区分	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容													
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 国庫補助事業	対象者		要介護度3以上で、在宅時に常時ふとんの上で生活している者	概ね80歳以上の高齢者単身世帯の老人又は要支援老人で、寝具の洗濯・乾燥をすることが困難な者	65歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者夫婦の世帯で寝具の洗濯・乾燥をすることが困難な者若しくは要介護度3以上の者とする。												
	内容		寝具の乾燥・消毒(年4回まで)	寝具の乾燥・消毒、水洗い(年3回まで)	寝具の乾燥・消毒、水洗い(年4回まで)とする。												
	利用料等		事業に要した経費の1割程度	事業に要した経費の1割程度	事業に要した経費の1割程度とする。												
	その他		[委託先] 伊自良村社会福祉協議会		新市において調整する。												
紙おむつ購入助成事業 県単独事業(高富町) 町村単独事業(伊自良村・美山町)	対象者	在宅で1ヵ月以上、寝たきりにより常時おむつを必要とする65歳以上の要支援又は要介護認定者のうち、前年度の市町村民税所得割課税額が10万円未満の者	在宅で寝たきりにより常時(概ね6ヵ月)おむつを必要とする65歳以上の者又は要介護度が4以上の者	在宅で寝たきりにより常時(概ね6ヵ月)おむつを必要とする65歳以上の者又は心身に重度の障害があることにより在宅で寝たきりにより常時(概ね6ヵ月)おむつを必要とする者	在宅で1ヵ月以上、寝たきりにより常時おむつを必要とする65歳以上の要支援又は要介護認定者のうち、前年度の市町村民税所得割課税額が10万円未満の者等。ただし、ショートステイを月に20日以上利用している者は対象外とする。												
	内容	紙おむつ・清拭きタオル等の購入助成(月5,000円まで)	紙おむつの購入助成(月4,000円まで)	紙おむつの購入助成(月2,500円まで)	紙おむつ・清拭きタオル等の購入助成(月5,000円まで)とする。 助成券(クーポン)方式による。												
	補助率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">区分</th> <th style="width: 20%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による被保護世帯、生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円未満の世帯</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円以上10万円未満の世帯</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率	生活保護法による被保護世帯、生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円未満の世帯	100%	生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円以上10万円未満の世帯	50%	自己負担無し	自己負担無し	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">区分</th> <th style="width: 20%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による被保護世帯、生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円未満の世帯</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円以上10万円未満の世帯</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率	生活保護法による被保護世帯、生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円未満の世帯	100%	生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円以上10万円未満の世帯	50%
	区分	補助率															
生活保護法による被保護世帯、生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円未満の世帯	100%																
生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円以上10万円未満の世帯	50%																
区分	補助率																
生活保護法による被保護世帯、生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円未満の世帯	100%																
生計中心者の前年度市町村民税所得割課税額が3万円以上10万円未満の世帯	50%																
その他		[委託先] 伊自良村社会福祉協議会	[実施機関] 美山町社会福祉協議会	新市において調整する。													
老人日常生活用具給付等事業 国庫補助事業	対象者	国の基準(概ね65歳以上の低所得者で、高齢者単身世帯の者)	国の基準(概ね65歳以上の低所得者で、高齢者単身世帯の者)		国の基準(概ね65歳以上の低所得者で、高齢者単身世帯の者)による。												
	内容	電磁調理器給付、電話貸与(加入権・電話機)・工事費負担	電磁調理器給付、電話貸与(加入権・電話機)・工事費負担		電磁調理器給付、電話貸与(加入権・電話機)・工事費負担												
	利用料等	国の負担基準による。	国の負担基準による。		国の負担基準による。												

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)
調整の方針						
区分		高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容	
高齢者等配食(宅配)サービス事業 国庫補助事業 (高富町・美山町) 町村単独事業(伊自良村)	対象者	65歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者夫婦の世帯で、町長が必要と認めた者	70歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者夫婦の世帯の者	70歳以上の高齢者単身世帯又は80歳以上の高齢者夫婦の世帯の者	65歳以上の高齢者単身世帯又は75歳以上の高齢者夫婦若しくは身体障害者のみの世帯の者とする。	
	内容	原則として、月曜日から金曜日までの毎昼・夕食宅配料助成	週1回の昼食配食助成	月1回の昼食配食助成	原則として、月曜日から金曜日までの毎昼・夕食宅配料を助成する。	
	利用料等	宅配料は無料。ただし、食材料・調理代を直接委託業者へ支払う。	無料	1食につき200円	宅配料は無料。ただし、食材料・調理代を直接委託業者へ支払う。	
	その他	[委託先] 同朋会	[委託先] 伊自良村社会福祉協議会	[委託先] 美山町社会福祉協議会	新市において調整する。	
災害弱者緊急通報システム設置事業 国庫補助事業 (高富町・美山町の一部は町単独事業)	対象者	次のいずれかに該当する者 ・ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級から3級までの単身世帯の者 ・ 65歳以上の高齢者単身世帯の者 ・ 寝たきりの65歳以上の老人のみの世帯の者 など	次のいずれかに該当する者 ・ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級から3級までの単身世帯の者 ・ 65歳以上の高齢者単身世帯の者 など	次のいずれかに該当する者 ・ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級から3級までの単身世帯の者 ・ 65歳以上の高齢者単身世帯の者 ・ 寝たきりの65歳以上の老人のみの世帯の者 など	次のいずれかに該当する者とする。 ・ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級から3級までの単身世帯の者 ・ 65歳以上の高齢者単身世帯の者 ・ 寝たきりの65歳以上の老人のみの世帯の者 など	
	内容	緊急通報装置、携帯用ペンダント送信機、ペンダント用受信機、火災センサーの設置・貸与	緊急通報装置、携帯用ペンダント送信機、ペンダント用受信機、火災センサーの設置・貸与	緊急通報装置、携帯用ペンダント送信機、ペンダント用受信機、火災センサーの設置・貸与	緊急通報装置、携帯用ペンダント送信機、ペンダント用受信機、火災センサーの設置・貸与を実施する。	
	利用料等	無料。ただし、通話料・乾電池代は自己負担。	無料。ただし、通話料・乾電池代は自己負担。	無料。ただし、通話料・乾電池代は自己負担。	無料とする。ただし、通話料・乾電池代は自己負担とする。	

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い				協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)		
調整の方針								
区分	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容				
高齢者住宅改善助成事業	対象者	世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が14万円以下の世帯に属する65歳以上の在宅要援護老人(寝たきり度判定基準がA・B・C又は介護を要する痴呆性老人)若しくは同居しているもの又は同居しようとする者 など	世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が14万円以下の世帯に属する65歳以上の在宅要援護老人(寝たきり度判定基準がA・B・C又は介護を要する痴呆性老人)若しくは同居しているもの又は同居しようとする者 など	世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が14万円以下の世帯に属する65歳以上の在宅要援護老人(寝たきり度判定基準がA・B・C又は介護を要する痴呆性老人)若しくは同居しているもの又は同居しようとする者 など	世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が14万円以下の世帯に属する65歳以上の在宅要援護老人(寝たきり度判定基準がA・B・C又は介護を要する痴呆性老人)若しくは同居しているもの又は同居しようとする者等とする。			
	内容	高齢者等の日常生活の利便を図るための、住宅の居室・浴室・洗面所・台所・便所・玄関・廊下等のバリアフリー化のための改善工事への助成	高齢者等の日常生活の利便を図るための、住宅の居室・浴室・洗面所・台所・便所・玄関・廊下等のバリアフリー化のための改善工事への助成	高齢者等の日常生活の利便を図るための、住宅の居室・浴室・洗面所・台所・便所・玄関・廊下等のバリアフリー化のための改善工事への助成	高齢者等の日常生活の利便を図るための、住宅の居室・浴室・洗面所・台所・便所・玄関・廊下等のバリアフリー化のための改善工事への助成を実施する。			
県単独事業	助成率等	補助基準額 50万円 県の基準額	補助基準額 50万円 県の基準額	補助基準額 50万円 県の基準額	補助基準額は県の基準額とする。			
	負担率	県の制度による。		県の制度による。		県の制度による。		県の制度による。
		区分	負担率	区分	負担率	区分	負担率	
		生活保護法による被保護世帯、生計中心者の前年所得非課税世帯	0%	生活保護法による被保護世帯、生計中心者の前年所得非課税世帯	0%	生活保護法による被保護世帯、生計中心者の前年所得非課税世帯	0%	
		生計中心者の前年所得税課税年額が3万円以下の世帯	20%	生計中心者の前年所得税課税年額が3万円以下の世帯	20%	生計中心者の前年所得税課税年額が3万円以下の世帯	20%	
生計中心者の前年所得税課税年額が3万円超14万円以下の世帯	40%	生計中心者の前年所得税課税年額が3万円超14万円以下の世帯	40%	生計中心者の前年所得税課税年額が3万円超14万円以下の世帯	40%			

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)
調整の方針					
区分	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容	
生きがい活動支援通所事業 (老人ミニデイサービス事業) 国庫補助事業	対象者	概ね60歳以上で、自力で会場へ来られる者		要介護状態になるおそれのある65歳以上の者	概ね60歳以上の者とする。
	内容	日常生活指導、健康チェック、健康相談、レクリエーション など		日常動作訓練、健康チェック、健康相談、レクリエーション など	基本的に、日常生活指導、日常動作訓練、健康チェック、健康相談、レクリエーション、給食サービス等とし、具体的には新市において調整する。
	利用料等	必要経費の1割程度とする。ただし、昼食代・作業用材料費は自己負担とする。		必要経費の1割程度とする。ただし、昼食代・作業用材料費は自己負担とする。	必要経費の1割程度とする。ただし、昼食代・作業用材料費は自己負担とする。
	その他	7会場、送迎無し		7会場、送迎あり	美山地域のみ送迎ありとし、その他は新市において調整する。
B型機能訓練事業 国庫補助事業	対象者		概ね65歳以上の虚弱者で、自力で会場へ来られる者		生きがい活動支援通所事業の実施により廃止する。
	内容		日常動作訓練、健康チェック、健康相談、レクリエーション、入浴 など		
	利用料等		1回につき100円とする。ただし、昼食代・作業用材料費は自己負担とする。		
	対象者		1会場、送迎無し		
生活管理指導短期宿泊事業 国庫補助事業	対象者	概ね65歳以上で、一時的に養護する必要があると認められる者		概ね65歳以上で、一時的に養護する必要があると認められる者	概ね65歳以上で、一時的に養護する必要があると認められる者とする。
	内容	養護老人ホーム等において、原則として7日以内の宿泊費を助成する。		養護老人ホーム等において、原則として7日以内の宿泊費を助成する。	養護老人ホーム等において、原則として7日以内の宿泊費を助成する。
	利用料等	飲食代全額及び施設利用料・送迎料の1割		飲食代全額及び施設利用料・送迎料の1割	飲食代全額及び施設利用料・送迎料の1割とする。
高齢者入浴券・マッサージ助成券給付事業 町単独事業	対象者	満70歳以上の者			廃止する。
	内容	公衆浴場入浴料助成券(月2枚×12ヵ月分)又は「はり・きゅう・マッサージ」施術料助成券(3,000円分を年間2枚)			

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)
調整の方針					
区 分	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	具 体 的 な 調 整 内 容	
家族介護慰労金支給事業 国庫補助事業	対象者			重度(要介護度4・5)の被介護人を擁する市町村民税非課税世帯で、過去1年間介護保険のサービスを受けていない世帯	介護保険制度の活用を推進し廃止する。
	内 容			年額10万円を支給する。	
家族介護用品購入助成事業 国庫補助事業	対象者			重度(要介護度4・5)の被介護人を擁する市町村民税非課税世帯	紙おむつ購入助成事業の充実により廃止する。
	内 容			介護用品購入費を月額6,000円(限度額)支給する。	
在宅寝たきり老人等重度障害者(児)介護人慰労金支給事業 町単独事業	対象者			寝たきり老人、重度心身障害者(児)及び痴呆性老人と同居する世帯	次のいずれかに該当する世帯とする。 ・ 身体障害者(児)1・2級のうち体幹障害がある者と同居する世帯 ・ 要介護度2以上の痴呆性老人と同居する世帯
	内 容			被介護人1人に対して月額3,000円を支給する。	
社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業 国庫補助事業	対象者	次のいずれかに該当する者 ・ 市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者 ・ 利用者負担が減免されなければ生活保護受給者になってしまう者 ・ 市町村民税非課税世帯で、所得が無く()扶養されていない者 など 例えば、65歳以上の者で、国民年金のみの収入が140万円以下であった場合には、公的年金等控除により所得は無かったものとされます。	次のいずれかに該当する者 ・ 市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者 ・ 利用者負担が減免されなければ生活保護受給者になってしまう者 ・ 市町村民税非課税世帯で、生計中心者の年間収入額が42万円以下である者 など	次のいずれかに該当する者 ・ 市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者 ・ 利用者負担が減免されなければ生活保護受給者になってしまう者 ・ 市町村民税非課税世帯で、生計中心者の年間収入額が42万円以下である者 など	次のいずれかに該当する者とする。 ・ 市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者 ・ 利用者負担が減免されなければ生活保護受給者になってしまう者 ・ 市町村民税非課税世帯で、所得が無く扶養されていない者 など
	内 容	介護保険により、ホームヘルパーの派遣を受けた場合、デイサービス・ショートステイを利用した場合の利用料の1/2を助成する。	介護保険により、ホームヘルパーの派遣を受けた場合、デイサービス・ショートステイを利用した場合の利用料の1/2を助成する。	介護保険により、ホームヘルパーの派遣を受けた場合、デイサービス・ショートステイを利用した場合の利用料の1/2を助成する。	介護保険により、ホームヘルパーの派遣を受けた場合、デイサービス・ショートステイを利用した場合の利用料の1/2を助成する。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)
調整の方針					
区分	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容	
敬老祝い金等 町村単独事業	対象者	支給品等	支給品等	支給品等	・ 祝賀記念品の贈呈は、77歳・88歳・99歳の者とする。 ・ 100歳の者には、現金50万円等を贈呈する。
	77歳	祝賀記念品	-	-	
	85歳	-	-	祝賀記念品	
	88歳	祝賀記念品	祝賀記念品	-	
	89歳	-	祝賀記念品	-	
	90歳以上	祝賀記念品	祝賀記念品	-	
	100歳	現金50万円等	現金30万円	現金50万円等	

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)	
調整の方針						
各種行事名	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容		
敬老会	対象者	実施年度の12月31日までに満75歳以上になる者のうち、実施年度の8月1日に在住している者。ただし、平成14・15年度は満74歳以上の者とする。	実施年度内に満75歳以上になる者のうち、実施年度の8月1日に在住している者	実施年度の12月31日までに満75歳以上になる者のうち、実施年度の9月1日に在住している者	実施年度内に満75歳以上になる者のうち、実施年度の8月1日に在住している者とする。ただし、平成15年度については、高富地域のみ満74歳以上の者とする。	
	実施日	毎年9月15日	毎年9月15日	毎年9月15日前後の2日間	毎年9月15日を基本とし、新市において調整する。	
	主な内容	式典、余興等	式典、余興等	式典、余興等	新市において調整する。	
	実施会場	高富町中央公民館	伊自良村村老人福祉センター	美山町中央公民館	現行の開催場所を基本とし、新市において調整する。	
	送迎	貸切バス等	貸切バス等	貸切バス等	貸切バスを基本とし、新市において調整する。	
	案内方法	対象者への個別郵送方法とする。	対象者への個別郵送方法とする。	対象者への個別郵送方法とする。	対象者への個別郵送方法とする。	
老人クラブ連合会研修会 老人福祉大会	行事名	老人クラブ連合会研修会		老人福祉大会	新市において調整する。	
	対象者	老人クラブ会員全員		老人クラブ会員全員	老人クラブ会員全員とする。	
	主な内容	基調講演、余興等		基調講演、余興等	基調講演、余興等を基本とし、新市において調整する。	
	実施会場	岐阜市内のホテルの会場		美山町中央公民館	基本的に、2,000人収容できる施設とし、新市において調整する。	
	送迎	貸切バス等		無し	貸切バスを基本とし、新市において調整する。	
老人クラブ軽スポーツ大会	行事名	老人クラブ連合会軽スポーツ大会	老人クラブ連合会軽スポーツ大会	老人クラブ軽スポーツ大会 老人クラブゲートボール大会	新市において調整する。	
	対象者	老人クラブ会員全員	老人クラブ会員全員	老人クラブ会員全員	老人クラブ会員全員とする。	
	主な内容	ゲートボール・ペタンク・グラウンドゴルフ	ゲートボール・ペタンク・グラウンドゴルフ	ゲートボール・ペタンク・グラウンドゴルフ	ゲートボール・ペタンク・グラウンドゴルフとする。	
	実施会場	高富町総合グラウンド	伊自良村総合運動公園	美山町総合運動場	新市において調整する。	

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

高齢福祉分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	福祉関係事業(高齢者福祉関係)
調整の方針					
各種行事名	高富町	伊自良村	美山町	具体的な調整内容	
体育大会	行事名	老人クラブ連合会体育大会	老人クラブ運動会	老人体育大会	新市において調整する。
	対象者	老人クラブ会員全員	老人クラブ会員全員	老人クラブ会員全員	老人クラブ会員全員とする。
	主な内容	紅白玉入れ 等	紅白玉入れ 等	紅白玉入れ 等	統一メニューとなるよう新市において調整する。
	実施会場	高富町四国山香りの森公園内香りドーム	伊自良村ふれあいドーム、さわやかドーム	美山町内の小学校のうち、いずれかの小学校グラウンド	現行の開催場所を基本とし、新市において調整する。
	送迎	貸切バス等	無し	無し	貸切バスを基本とし、新市において調整する。
健康ウォーク	行事名	老人クラブ連合会健康ウォーク			新市において調整する。
	対象者	老人クラブ会員全員			老人クラブ会員全員とする。
	主な内容	アウトドアコーディネーターによりウォークコースを設定、引率、講演			新市において調整する。
	実施会場	町内5地区の輪番制			平成15年度は高富地域とし、平成16年度以降は新市において調整する。